

香川県庁消費生活協同組合の皆様へ

看護職賠償責任保険のご案内

(賠償責任保険普通保険約款＋保健師・助産師・看護師特別約款)

保険期間 : 令和6年3月31日午後4時～令和7年3月31日午後4時

申込締切日 : 令和6年3月15日

加入依頼書提出先: 県庁生協総務課

(電話087-832-3822 または 県庁内線5835)

<お問い合わせ先>

代理店 : 有限会社香川互助サービス
(住所)香川県高松市番町5丁目4番4号
(TEL)087-863-4138

引受幹事保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
担当課 : 高松支店 法人営業課
(住所)香川県高松市古新町3丁目1 東明ビル11階
(TEL)087-822-6019

共同引受保険会社 : 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
(TEL)087-825-0925

<事故時の連絡先>

代理店 : 有限会社香川互助サービス
(TEL)087-863-4138 (受付:平日9:00～17:00)

引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
担当課 : 四国損害サービス部 火災新種損害サービス課
(TEL)087-822-7521 (受付:平日9:00～17:00)

看護職賠償責任保険の概要

看護職賠償責任保険は、看護師、准看護師、保健師または助産師が、看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害について負う法律上の賠償責任を補償する保険です。

保険期間は、1年間です。

保険契約者

香川県庁消費生活協同組合

この保険は、香川県庁消費生活協同組合をご契約者とし、香川県庁消費生活協同組合員の看護師、准看護師、保健師、助産師の皆様を被保険者とする看護職賠償責任保険の団体契約です。

被保険者(ご加入者)

香川県庁消費生活協同組合員の看護師、准看護師、保健師、助産師の皆様で、加入申込みをいただいたご本人

※保健師助産師看護師法に規定される看護師、准看護師、保健師、助産師の方がこの保険にご加入できます。看護助手の方は、この保険にご加入いただくことができませんので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合

被保険者または業務の補助者による看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いするのは、身体の障害が保険期間中に発見された場合に限りです。

たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ①看護師が医師の指示と異なった薬剤を点滴してしまい、患者が死亡した。
- ②看護師が医師の指示により採血を行った際に患者の身体を傷つけてしまった。

用語解説

- 【被保険者】 : この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
- 【身体の障害】 : 傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。
- 【財物の損壊】 : 財物の滅失、破損または汚損をいいます。
- 【支払限度額】 : お支払いする保険金の上限額をいいます。
- 【免責金額】 : お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
- 【看護業務】 : 保健師助産師看護師法に規定される次の業務であって、日本国内において遂行されるものをいいます。
- ア. 看護師の資格を有する者が行う看護師としての業務
 - イ. 准看護師の資格を有する者が行う准看護師としての業務
 - ウ. 保健師の資格を有する者が行う保健師または看護師としての業務
 - エ. 助産師の資格を有する者が行う助産師または看護師としての業務
 - オ. アからエまでに付随する業務

セットされる特約条項

財物損壊担保特約条項

看護業務の遂行に伴い発生した患者さんや見舞客等の他人の財物の損壊(看護業務の遂行にあたって使用もしくは管理する財物の損壊を含みます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

人格権侵害担保特約条項

保険期間中に日本国内において行われた看護業務の遂行に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

初期対応費用担保特約条項

この保険の対象となりうる事故が発生した際に、事故対応のために必要となる事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

用語解説

- 【不当行為】 : 次のいずれかの行為をいいます。
ア. 不当な身体の拘束
イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示
- 【人格権侵害】 : 他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。
- 【発見】 : 被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求がなされた時(なされるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をいいます。
- 【基本契約】 : 賠償責任保険普通保険約款に保健師・助産師・看護師特別約款を組み合わせた契約をいいます。

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。

【損害賠償金】

上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{①法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

【各種費用】

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)

ただし、②争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{②争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①法律上の損害賠償金}}$$

お支払いの対象とならない主な場合

次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

1. 法令で定める所定の資格を有しない者が遂行した看護業務
2. 自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理
3. 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産（看護業務に使用する機械および器具を除きます。）
4. 名誉き損または秘密の漏えい(*1)
5. 美容を唯一の目的とする業務
6. 看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
7. 他人の財物を損壊したことに起因する賠償責任(*2)
8. 被保険者が助産所の開設者である場合における助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する損害
9. 保険契約者または被保険者の故意
10. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
11. 地震、噴火、洪水、津波、高潮
12. 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
13. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(*3)
14. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
15. 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
16. 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
17. サイバー攻撃

(*1)人格権侵害担保特約条項で補償対象となる損害については、この規定は適用されません。

(*2)財物損壊担保特約条項を付帯する場合は、この規定は適用されません。

(*3)財物損壊担保特約条項を付帯する場合は、看護業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊には、この規定は適用されません。

【財物損壊担保特約条項固有】

1. 被保険者の占有を離れた財物の損壊自体
2. 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した財物であって被保険者の占有を離れたものまたは被保険者の行った業務の結果

【人格権侵害担保特約条項固有】

1. 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
2. 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
3. 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
4. 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
5. 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

等

ご契約条件

【保険期間】令和6年3月31日午後4時～令和7年3月31日午後4時

団体割引:5%適用

	支払限度額	免責金額 (1事故)	年間保険料(1名)
基本契約	1事故: 5,000万円 保険期間中: 1億5,000万円	0円	4,250円
財物損壊	1事故・保険期間中: 20万円	0円	
人格権侵害	1事故(*) : 5,000万円 保険期間中(*) : 1億5,000万円	0円	
初期対応費用	1事故・1請求: 500万円 (うち身体障害についての見舞費用は、 1被患者あたり10万円が限度)	なし	

(*)人格権侵害担保特約条項の支払限度額は、基本契約の支払限度額と共有となります。

※上記保険料は、前年度契約の始期日時点において、ご加入者数が50人以上99人以下の場合の保険料です。

ご加入方法

保険料・ご契約条件が確定しましたら、添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入いただき、押印のうえ、3月15日までにご送付ください。

加入依頼書送付先 : 県庁生協売店 もしくは 県庁生協総務課

集金日・保険料払込方法: 令和6年4月に給与から保険料相当分を控除させていただきます。

※中途加入の取扱 : 中途加入も随時受け付けます。毎月20日(着日)までに中途加入依頼書を送付いただくとともに保険料(現金扱い《中途加入対象保険期間の保険料》(加入依頼書の裏面をご参照ください)を払い込んでいただいた場合、翌月1日午前0時から令和7年3月31日午後4時までが補償期間となります。

<もし事故が起きたときは>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<共同保険について>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

<補償の重複に関するご注意>

・補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

<ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、香川県庁消費生活協同組合を契約者とし、香川県庁消費生活協同組合員の看護師、准看護師、保健師、助産師の皆様で加入申し込みをいただいたご本人を記名被保険者とする看護職賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は香川県庁消費生活協同組合が有します。

このご案内書は、看護職賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。看護職賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。

また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)